

**令和 6 年度京都市空き家等の活用・流通補助金及び空き家マッチングに係る窓口等業務
受託候補者選定に係る募集要項**

1 業務の名称

令和 6 年度京都市空き家等の活用・流通補助金及び空き家マッチングに係る窓口等業務
(以下「本業務」という。)

2 業務の期間

令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 業務の内容

別紙の仕様書のとおり

4 契約金額の上限

金 10,000 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 プロポーザルの募集期間

令和 6 年 6 月 7 日（金）から同月 21 日（金）まで

6 応募資格

プロポーザルに応募する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は京都市競争入札等取扱要綱第 2 条第 1 項の各号に掲げる資格を有する者であること。

【参考】京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

（競争入札の参加者の資格）

第 2 条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 引き続き 1 年以上当該営業を営んでいること。

(3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) (略)

(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- (2) 本業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本業務に参加する者であること。
- (3) 本公告に係る書類提出期限の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第 29 条第 1 項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 本業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し又は反対する目的の団体でないこと。
- (6) 共同事業体による応募にあつては、次に掲げる要件を全て満たすこと。
- ア 共同事業体の全ての構成員が上記(1)から(5)までの要件を満たすこと。
 - イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。
 - ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。
 - エ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又は別の共同事業体の構成員として本公募に応募していないこと。

7 応募手続

プロポーザルに応募する者は、次のとおり企画提案書等を提出するものとする。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式1）
 - イ 配置担当者調書（様式2）
 - ウ 業務実施に関する調書（様式3）
 - ・ 業務の一部を再委託する場合は、再委託内容についても記載すること。（内容によっては一部再委託を承諾しないことがある。）
 - ・ 共同事業体による応募の場合は、業務分担ごとに実施内容等を記載するとともに、共同事業体協定書の写しを添付すること。
 - エ 見積書（様式4）
 - オ 本業務と同等又は類似の業務を都道府県、政令市又は中核市から過去5年以内に受託した実績がある場合は、契約書及び仕様書の写し（最大2件）
 - カ 参加資格を証明する書類（京都市競争入札参加有資格者でない者のみ）
 - (ア) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - (イ) 印鑑証明書
 - (ウ) 納税証明書（国税等）
 - (エ) 納税証明書（京都市税）該当者のみ
 - (オ) 調査同意書（水道料金・下水道使用料）（様式5）
 - (カ) 誓約書（様式6）
- ※ (ア)から(エ)までは、申請日前3か月以内に発行されたもの。（写し可）

(2) 提出期限

令和6年6月21日（金）午後5時 必着

(3) 提出方法

(1)ア～オの書類は電子メールにより提出すること。その際、電子メールの件名は「空き家等の活用・流通補助金等業務企画提案書」とし、送付後に電話で担当者に受信の確認を行うこと。

(1)カ(ア)～(カ)の書類は郵送又は持参により提出すること。郵送の場合は、電話で担当者に受領の確認を行うこと。また、持参の場合は、事前に担当者に連絡すること。

※ 持参の場合は、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下

「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(4) 提出先

後述の「14 問合せ先及び提出先」のとおり

(5) 応募手続に関する留意事項

ア 提出書類の変更の禁止等

提出期限後において、提出書類の内容を変更することはできない。

提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とするとともに、その名を公表し、本市契約に係る不誠実な行為の有無について契約課へ報告する場合がある。また、契約後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。

イ 重複提案の禁止

提案は1団体につき1つとする。複数の提案は認めない。

ウ 著作権の帰属等

提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、提案書等の内容を京都市が無償で利用できる。

なお、提案書等は理由の如何に関わらず返却しない。

エ 費用の負担

提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。

オ 提案の辞退

(1)の提出書類の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。

カ 言語及び通貨単位

この公募手続において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

8 募集に関する質問

(1) 質問の提出

ア 提出期限

令和6年6月17日(月)午前10時

イ 提出方法

電子メールにより提出(自由様式)すること。その際、電子メールの件名は「空き家等の活用・流通補助金等業務に関する質問」とし、送付後に電話で担当者に受信の確認を行うこと。

ウ 提出先

後述の「14 問合せ先及び提出先」のとおり

(2) 質疑に対する回答

全ての質問及び回答については、質問者を特定できる情報を削除したうえで、令和6年6月18日(火)午後5時までにホームページにおいて公開する。回答はこの要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

(本プロポーザルのホームページURL)

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000327020.html>

9 受託候補者の選定

7(1)の提出書類に基づき、参加者の参加資格を確認のうえ、業務実務能力を審査し、受託候補者を選定する。

(1) 選定方法

ア 見積金額が「4 契約金額の上限」に示す金額を超えている場合は、失格とする。

イ 下記(2)の評価項目について採点し、順位を決定する。このうち第1順位の提案を行った提案者を受託候補者として選定する。

なお、評価点が60点を下回るときは、応募事業者が1事業者のみの場合であっても、受託候補者として選定しない。

(2) 評価項目

評価項目	評価内容		評価基準	配点	評価点
所在地	本店、支店の所在地が京都市内であるか。		A：本店所在地が京都市内	5点	5点
			B：支店所在地が京都市内	3点	
			C：本店及び支店の所在地が京都市外	0点	
業務実績	本業務と同等又は類似の業務を都道府県、政令市又は中核市から過去5年以内に受託した実績		A：2件	10点	10点
			B：1件	5点	
			C：0件	0点	
提案の 的確性	業務 の 理 解 度	空き家の状況や利活用等に関する一定の知見・知識を有しているか。	A：非常に優れている	5点	5点
			B：優れている	3点	
			C：普通	0点	
	理 解 度	本業務の目的や業務内容を理解し、明確かつ具体的に提案されているか。	A：非常に優れている	10点	10点
			B：優れている	8点	
			C：普通	6点	
			D：やや劣る	4点	
			E：劣る	2点	
			F：本市の要求する内容がない	0点	
	実 施 体 制 及 び 運 営 方 法	管理責任者等が的確に状況を把握し、指揮する体制が確立されているか。	A：非常に優れている	10点	10点
			B：優れている	8点	
			C：普通	6点	
			D：やや劣る	4点	
			E：劣る	2点	
			F：本市の要求する内容がない	0点	
	運 営 方 法	適切かつ十分な業務従事者が配置され、勤務のローテーションは無理なく計画されているか。	A：非常に優れている	5点	5点
			B：優れている	4点	
			C：普通	3点	
			D：やや劣る	2点	
			E：劣る	1点	
			F：本市の要求する内容がない	0点	

		効果的な事業執行が期待できる知識、資格、実績のある業務従事者が配置されるか。	A：非常に優れている	5点	5点
			B：優れている	4点	
			C：普通	3点	
			D：やや劣る	2点	
			E：劣る	1点	
			F：本市の要求する内容がない	0点	
		急な欠員が生じた場合に支障を来さないバックアップ体制が確立されているか。	A：非常に優れている	5点	5点
			B：優れている	4点	
			C：普通	3点	
			D：やや劣る	2点	
			E：劣る	1点	
			F：本市の要求する内容がない	0点	
		円滑かつ安定した業務運営方法であるか。	A：非常に優れている	10点	10点
			B：優れている	8点	
			C：普通	6点	
			D：やや劣る	4点	
			E：劣る	2点	
			F：本市の要求する内容がない	0点	
		業務を通じて、業務従事者全体のスキル向上につながる取組がなされるか。	A：非常に優れている	10点	10点
			B：優れている	8点	
			C：普通	6点	
			D：やや劣る	4点	
			E：劣る	2点	
			F：本市の要求する内容がない	0点	
計画	補助金の受付や窓口設置までの期間のマニュアル作成や研修等の実施スケジュールは明確で、無理はないか。	A：非常に優れている	10点	10点	
		B：優れている	8点		
		C：普通	6点		
		D：やや劣る	4点		
		E：劣る	2点		
		F：本市の要求する内容がない	0点		
見積金額	契約金額の上限額の80%未満（8,000千円未満）		15点	15点	
	同80%以上84%未満（8,000千円以上8,400千円未満）		12点		
	同84%以上88%未満（8,400千円以上8,800千円未満）		9点		
	同88%以上92%未満（8,800千円以上9,200千円未満）		6点		
	同92%以上96%未満（9,200千円以上9,600千円未満）		3点		
	同96%以上（9,600千円以上）		0点		
			合 計	100点	

10 選定結果の通知

(1) 受託候補者として選定された提案者への通知

受託候補者として選定された旨を文書で通知する。

(2) 受託候補者として選定されなかった提案者への通知

受託候補者として選定されなかった旨及びその理由を文書で通知する。通知を受けた提案者は、通知を受領した日から 7 日以内に京都市に対し、選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

(3) 受託候補者の選定結果の公表

受託候補者の選定後、受託候補者、その評価点及び選定理由並びに参加した事業者名をホームページにおいて公表する。

11 契約の締結

京都市は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。

なお、受託候補者との協議が整わない場合、京都市は次点の提案者と順次契約に関する協議を行う。

12 要項に定める事項の遵守

受託候補者が、この要項に定める事項に反した場合は、契約を締結しないことがある。

13 予算不成立時の扱い

この公募は、令和 6 年度予算（第二次編成）成立後、速やかに事業を開始できるよう、予算成立前の準備行為として手続を行うものであり、本件委託に係る予算が成立しない場合、契約を締結しないものとする。この場合において、本件委託のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、応募者は、その費用を京都市に請求することはできない。

14 問合せ先及び提出先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8（分庁舎 3 階）

京都市都市計画局住宅室住宅政策課（担当：渡邊、水谷）

電話：0 7 5－2 2 2－3 6 6 7

電子メールアドレス：machisai_akiya@city.kyoto.lg.jp